

## 奈良県告示第百二十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第四十九条第一項の規定により、平成二十九年六月二十三日から特定個人情報等の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（教育委員会に係るものを含む。）を地方公共団体情報システム構に委任した。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾